

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 8月29日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	エリア放射線モニター(No. 29)「タービンフロア南側区域」及び(No. 31)「タービン建屋1階南側区域」及び(No. 32)「タービン建屋1階大物搬入口」において、画面表示不良(点検の為ヒューズを交換。その後、電源を入れたら画面が動かなくなった)が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備空気だめ(自動)出口弁(R44-F057H)軸封部において、微量の空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備空気だめ(自動)出口弁(R44-F058H)軸封部において、微量の空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備空気だめ(自動)計装元弁(R44-F751I)軸封部において、微量の空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)において、「発電機界磁地絡」警報が発生し、制御盤側加減抵抗器内部のケーブル被覆破れによる地絡の発生が認められたため、当該ケーブルを修理。	GⅢ	
6	3・4号廃棄物処理設備	固化系固化ドラム缶スミヤ装置において、「スミヤヘッドサーボ異常」警報の発生が認められたため、当該原因を調査。	GⅢ	